

令和 7 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 8 月 4 日

担当部・課：危機管理部危機対策課〔内線 4 3 0 4〕

① 件 名	災害発生時における災害対策本部設置基準及び職員の配備体制の見直しについて				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	【背景】 本市では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、必要と認めるときは災害対策本部を設置し、職員の配備体制について指令を発することとしている。 これまで、市内の観測地で震度 5 弱以上の地震が発表された際には、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を「非常配備（2 号配備）」として対応してきたところであるが、平成 23 年 4 月以降に市内で発生した震度 5 弱以上の地震 13 件のうち、震度 5 弱の地震は 7 件であり、これに伴う人的被害は軽傷者が 1 名、建物被害はなく、大きな被害は生じていないことから、災害の実状に合わせた配備体制の見直しの必要が生じている。 また、本市では、警報の発表基準をはるかに超える大雨等の危険な現象が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に気象庁が発表する「特別警報（気象業務法施行令第 5 条）」や、すでに災害が発生・切迫しており、安全な避難が困難な状況で、命の危険が迫っている場合に市が発令する「緊急安全確保（災害対策基本法第 60 条第 3 項）」の際の職員の配備体制について規定していないことから、配備体制について改めて検討する必要が生じている。 なお、宮城県では、地域防災計画において、県内の観測地で震度 5 弱の地震が発表された際の職員の配備体制を「特別警戒配備（2 号配備）」から「特別警戒配備（1 号配備）」に見直しを行っているほか、特別警報（地震動特別警報を除く。）が県内で発表されたとき及び県内市町村が緊急安全確保を発令したときの職員の配備体制を「非常配備（3 号配備）」とし、実状に応じた運用が行われている。 【目的】 県の地域防災計画の規定を踏まえ、災害発生時における災害対策本部設置基準及び職員の配備体制を見直すもの。				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	【根拠法令】 石巻市災害対策本部条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 193 号） 石巻市災害対策本部等運営要綱（平成 20 年 10 月 31 日訓令第 60 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域防災計画				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
⑤ 主な内容	【災害発生時における災害対策本部設置基準及び職員の配備体制の見直し】 (1) 災害対策本部設置基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">市内の観測地で震度 5 強以上（実測値）の地震と発表されたとき。</td> <td style="padding: 5px;">市内の観測地で震度 5 弱以上の地震と発表されたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	市内の観測地で震度 5 強以上（実測値）の地震と発表されたとき。	市内の観測地で震度 5 弱以上の地震と発表されたとき。
改正後	改正前				
市内の観測地で震度 5 強以上（実測値）の地震と発表されたとき。	市内の観測地で震度 5 弱以上の地震と発表されたとき。				

(2) 職員の配備体制

	改正後	改正前
特別警戒配備 (1号配備)	市内で震度5弱(実測値)の地震が観測されたとき。	(新設)
非常配備 (2号配備)	市内で震度5強(実測値)の地震が観測されたとき。	市内で震度5弱・5強の地震が観測されたとき。
非常配備 (3号配備)	・市内に特別警報(気象業務法施行令第5条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報を除く)が発表されたとき。 ・市が緊急安全確保を発令したとき。	(新設)

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

災害の規模に応じて必要な職員を配備することが可能となる。

(参考) 配備職員数(令和7年4月1日現在)

	0号配備	1号配備	2号配備	3号配備	合計
配備職員数	215人	162人	233人	604人	1,214人

【市財政への負担】

震度5弱の地震発生時について、2号配備の職員233人分の時間外勤務手当等が削減される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

震度5弱の地震発生時に係る職員の配備体制

1号配備	宮城県、仙台市、塩釜市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市
2号配備	名取市、角田市、多賀城市、富谷市、白石市
3号配備	気仙沼市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年 8月 石巻市災害対策本部等運営要綱の一部改正(施行予定年月日:令和7年9月1日)

⑨ その他

【危機管理部設置に伴う災害対策本部等運営体制の見直し】

(1) 警戒配備体制の指令等

改正後	改正前
危機管理部長	危機管理監

(2) 本部連絡室

改正後	改正前		
本部連絡室長	危機管理部次長	本部連絡室長	危機対策課長
本部連絡室副室長	危機対策課長	本部連絡室副室長	危機対策課長補佐
本部連絡室員	危機対策課職員	本部連絡室員	危機対策課職員
	地域安全推進課職員		
	震災伝承課職員		